

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

インド

世界各国の信教の自由に関する 2007 年版年次報告書
民主主義・人権・労働局公表

インドでは、信教の自由に対する権利は憲法で保障されており、インド政府によってもこの権利は実際上概ね尊重されていた。しかしながら、州政府や地方自治体によって信教の自由が実際上制限されたケースがみられた。

本報告書の対象期間においては、インド政府が信教の自由に対する権利を尊重する姿勢には変化はなく、政府の方針もこの権利が概ね尊重される状況を維持するものだった。しかし、一部の問題は依然解決に至っていない。州政府のなかには“反改宗”法を制定または改定するところもあった。宗教的少数派への襲撃などの暴動では、警察や法執行機関が迅速に行動せず効果的に対処できなかったケースも多かった。政府は宗教コミュニティ間の調和に向けて苦心している。だが、特に州および地方レベルで宗教的少数派への襲撃に対して捜査や法の裁きが功を奏さない状況を、暴力活動を行っても罰は受けないというサインとして受け取ってしまう宗教過激派も存在する。その一方で、本報告書の対象期間の終了時点では、暴動事件の裁判が多数行われていた。統一進歩連盟（UPA：the United Progressive Alliance）率いるインド政府は、信教の自由に対する権利の尊重を含む包括的かつ政教分離的な方針を継続している。

インド政府は「ヒンドゥー至上主義（Hindutva）」を否定している。ヒンドゥー至上主義とは、ヒンドゥー教の宗教的・文化的規範が他宗教のそれよりも卓越していると説くことを主張するイデオロギーである。しかし、一部の州および地方自治体では、このイデオロギーが今なお政策や方針に影を落とし続けている。本報告書の対象期間においては、Himachal Pradesh州が“反改宗”の州法を制定した。同法は、同種の既存の法と同じく、改宗を禁止・規制するものである。同法は、他人の改宗に関わる場合は、口頭および行動のいずれにおいても「強制、誘惑又は詐欺による方法」を用いてはならないと規定している。また、Chhattisgarh州、Madhya Pradesh州、Gujarat州の各政府は、既存の法律を改定した。Rajasthan州では、当時同州知事だった現大統領（Pratibha Patil）が同州の“反改宗”法の承認を拒否し、同法は事実上不成立となった。これらの法律は改宗の禁止を明確に規定するものではない。しかし多くの非政府組織（NGO）は、その意図と施行状況の両面からみて、実際には改宗の権利を侵害しており、他宗教よりもヒンドゥー教を優遇し、インドの政教分離主義にとって深刻な課題となっていると指摘している。

大部分の国民は、信仰する宗教にかかわらず平和共存している。しかしながら、特にインド人民党（BJP：the Bharatiya Janata Party）が政権を握る州で、宗教的少数派への組織的な襲撃の報告があった。一部の NGO の報告によると、そうした襲撃はより勢力が強いヒンドゥーナショナリストの行動計画の一環で、選挙を戦うなかでの政治的駆け引きが引き金になっているという。

テロリストが宗教間紛争を煽ったケースもあり、2007 年 5 月には Hyderabad で、2007 年 2 月には Nanded（Maharashtra 州中部）で、2006 年 9 月にはイスラム教徒が多く住む Malegaon（Maharashtra 州北部）で、2006 年 7 月には Mumbai の通勤列車で、爆弾テロ事件が発生している。

兼ねてから論争の火種となっていた聖地を巡るヒンドゥー教徒とイスラム教徒の衝突は、本報告書の対象期間においても引き続き発生した。Madhya Pradesh 州 Dhar 県の Bhojshala 地区もそうした聖地のひとつで、2002 年以来、両教徒が互いにこの地での相手の礼拝を認めようとせず、対立が続いている。

2002 年に発生した Gujarat 暴動については、今なお数多くの裁判が行われている最中である。

米国大使館および領事館は、政府高官や州および地方自治体の関係者との協議を重ねて信教の自由の促進を図るとともに、宗教間およびコミュニティ間の調和を推進するイニシアチブを支援した。また米国政府高官は、主だった宗教コミュニティすべての中心的な指導者と会談し、宗教的少数派、改宗者および布教者への迫害の報告例や、改宗を制限する州法、2002 年の Gujarat 暴動、カシミール（Kashmiri）紛争で難民となっている Pandits（ヒンドゥー教の司祭階級）の惨状について意見交換した。

セクション 宗教統計

インドの面積は 130 万平方マイル、人口は 11 億である。2001 年に実施された国勢調査によると、各宗教の教徒が人口に占める割合は、ヒンドゥー教徒が 80.5%、イスラム教徒が 13.4%、キリスト教徒が 2.3%、シク教徒が 1.8%、仏教徒、ジャイナ教徒、パールシー（ゾロアスター）教徒、ユダヤ教徒、バハーイー教徒などのその他が 1.1%となっている。イスラム教徒の 90%強はスンニ派で、残りはシーア派である。部族民（歴史的にカースト制度外に位置付けられている先住民族）は、国の統計では一般にヒンドゥー教徒としてカウントされるが、主に伝統的な土着宗教（アミニズム）を信仰している。

イスラム教徒が多く居住する州は、Uttar Pradesh 州、Bihar 州、Maharashtra 州、West Bengal 州、Andhra Pradesh 州、Karnataka 州、Kerala 州である。キリスト教徒は、北東部の諸州、南部の Kerala 州および Tamil Nadu 州、そして Goa 州に集中している。北東部に位置する 3 つの小さな州（Nagaland 州、Mizoram 州、Meghalaya 州）は、キリスト教徒が人口の大部分を占めている。シク教徒が多数派となっている州は Punjab 州である。

国内には、仏教、キリスト教、ヒンドゥー教、ユダヤ教、イスラム教、シク教の布教活動を行う人々が存在している。

人口の 17%、すなわち約 2 億人は、指定カーストや指定部族（前者は SC: Scheduled Castes、後者は ST: Scheduled Tribes、かつては“不可触民”と呼ばれていた）と呼ばれる人々である。そのなかには、ヒンドゥー教から他宗教へ改宗し、蔓延する差別から表面的に逃れようとする人もいる。

セクション 信教の自由の状況

法的、政策的枠組み

インドでは、信教の自由に対する権利は憲法で保障されており、インド政府によってもこの権利は実際上概ね尊重されていた。しかし州および地方レベルでは、“反改宗”法が制定または改定されたり、宗教的少数派への襲撃の容疑者が効果的または効率的に法の裁きを受けなかったりしており、州政府や自治体によって信教の自由が事実上制限されたケースがみられた。

インドは政教分離主義を掲げており、国教はない。インド憲法では、個人が自由に信仰する宗教を選択したり、改宗したり、選択した宗教を信仰したりする権利が保障されている。これに対して多くの NGO は、州レベルで制定された“反改宗”法は違憲であり、多数派であるヒンドゥー派の勢力を助長しかねないと指摘している。同法は通常、信教の自由の侵害による被害者を救済する役目を果たすが、宗教に起因する暴動に関しては、厳正あるいは効果的に活用されないケースが多かった。法的保護は、個人による差別や迫害に対してしか機能しなかった。インドの政体は連邦制で、法執行や秩序維持の独占的権限が州政府に与えられているため、州レベルで人権の侵害が問題となっても、連邦政府による直接介入は制限されてしまう。これが、信教の自由に対する権利の侵害の場合でも障害となっている。連邦政府の法執行機関である中央捜査局（CBI: Central Bureau of Investigation）も、州政府の許可なくしては当該州内で発生した犯罪を捜査することはできない。しかし、州政府が承認しなくても、連邦政府の法執行機関が秩序維持のために介入できるケースも

ある。

ヒンドゥーナショナリスト団体である民族奉仕団 (RSS : the Rastriya Swayamsevak Sangh) の政治部門ともいえる BJP は、連邦議会の野党である。同党は、Madhya Pradesh 州、Chhattisgarh 州、Rajasthan 州、Gujarat 州、Uttarakhand 州では政権を手にしている。また、Punjab 州、Karnataka 州、Bihar 州、Orissa 州では、連立与党の一角を占めている。一部の NGO から、国政選挙が押し迫ったことを受けて、同党が宗教コミュニティの観点から慎重を要する問題を煽ったとの指摘があった。

少数者問題省 (The Ministry for Minority Affairs) 国家人権委員会 (NHRC : the National Human Rights Commission) 全国少数派委員会 (NCM : the National Commission for Minorities) は、差別の疑いがある事件を調査し、連邦政府や地方自治体の当該機関に改善策についての勧告を行う政府組織である。NHRC の勧告は法的拘束力を持たないが、当該機関は概ね勧告を応諾している。NCM と NHRC は、深刻なケースにもしばしば介入している。その例としては、2002 年に発生した反イスラムの Gujarat 暴動などの宗教対立、“反改宗”の州法の制定、宗教的少数派への迫害や襲撃などが挙げられる。

宗教関連の諸問題を規定した連邦法または州法には、1976 年の外国貢献規制法 (FCRA : the Foreign Contribution Regulation Act) 一部の州で制定された“反改宗”の州法、1967 年の非合法活動防止法 (UAPA : the Unlawful Activities Prevention Act) 1988 年の宗教団体 (悪用防止) 法 (the Religious Institutions (Prevention of Misuse) Act) 1946 年のインド外国人法 (India's Foreigners Act) 1869 年のインド離婚法 (the Indian Divorce Act) がある。

FCRA はインド国内の NGO への外国からの資金援助を規制しているが、宗教的奉仕活動を行う NGO も同法の対象となっている。一部の団体からは、FCRA が障壁となっているために人道的および教育的活動へ資金援助が適切に行えないと批判の声が上がっていた。

“反改宗”法は、全 28 州のうち、Orissa 州、Chattisgarh 州、Madhya Pradesh 州、Himachal Pradesh 州の 4 州で現行法として効力を有している。しかし、本報告書の対象期間においては、これらの法律に基づいて有罪判決が下されたケースの報告はなかった。Gujarat 州と Arunchal Pradesh 州では、現在はまだ効力を有しておらず、付帯する規則の施行が待たれている状態である。Gujarat 州では、2006 年 9 月に同法の条項をより明確に規定した修正案を州議会が可決したが、本報告書の対象期間の終了時点では、州知事はこれに対していかなる行動も取るには至っていなかった。Rajasthan 州では、前回の報告書の対象期間に州議会が“反改宗”法案を可決したが、州知事が承認を 2 度拒否しており、法的見地から

の検討と構成上の利点に関する指導を求めるために、2007年6月に大統領に提出された。

1967年のOrissa州信教の自由法(The Orissa Freedom of Religion Act)は、「何人も、直接的に又は間接的に、強制、誘惑又は詐欺による方法で、他人の宗教をその他の宗教に改宗させ、改宗させようとし、又はそれらの行為を幫助してはならない」と規定している。同法は、「強制」を「暴力の誇示又は崇り若しくは社会的疎外を及ぼすという脅迫を含む危害を与えるというあらゆる脅迫」、「詐欺」を「誤った解釈を与える言動又はその他の欺瞞的行為」、「誘惑」を「金銭的又はその他の方法でのあらゆる利益の許可を含む、金銭又は物品での謝礼若しくは贈与物の供与」と定義している。同法に違反すると、禁固刑または罰金刑、あるいはその両方が科される。被害者が未成年者、女性、SC、STだった場合は、科される刑罰は重くなる。また同法は、県長官(District Magistrates)は布教活動を行う宗教団体と個人のリストを保持すること、改宗する個人は県長官の面前で宣言すること、改宗式を司宰する聖職者はその旨を申告すること、警察は改宗における違反の有無を判断することも規定している。本報告書の対象期間においては、県長官が改宗を許可しなかったケースや、同法に違反して有罪判決が下されたケースの報告はなかった。

Chhattisgarh州とMadhya Pradesh州の現行の“反改宗”法は、「直接的に又は間接的に、強制、誘惑又は詐欺による方法で、他人の宗教をその他の宗教に改宗させ、改宗させようとし、又はそれらの行為を幫助」することを禁止している。これに違反すると、禁固2年以下と罰金220ドル(8,800インドルピー)以下が科され、被害者が子供、女性、SC、STだった場合はより重い刑罰が科される。これらの州は、2006年7月にそれまでの法律の改定案を可決した。改定案は、改宗する場合は県当局から事前に許可を得なければならないと規定していた。ただし、ヒンドゥー教徒だったキリスト教徒がヒンドゥー教に“再改宗”する場合は例外となっていた。しかし、両州とも州知事からの承認が得られず、2007年1月に不成立となった。

Himachal Pradesh州では、2006年12月にHimachal Pradesh州信教の自由法(the Himachal Pradesh Freedom of Religion Act)が州議会を通過し、州知事の承認を経て2007年2月19日に成立に至った。他の“反改宗”法がすべてBJPが政権を担う州で制定されているのに対し、同法は政教分離を理念とする कांग्रेस党(Congress party)により法案が提出・可決されており、その意味では性質が異なっている。同法は、「何人も、直接的に又は間接的に、強制、誘惑又はその他の不正な方法で、他人の宗教をその他の宗教に改宗させ、改宗させようとし、又はそれらの行為を幫助してはならない」と規定している。また同法は、これに違反したときの刑罰を、禁固2年以下または罰金625ドル(2万5,000インドルピー)あるいはその両方と規定している。被害者が未成年者、SC、STだった場合は、禁固5年または罰金1,250ドル(5万インドルピー)あるいはその両方となる。改

宗する場合は 30 日前までに県当局に届け出る必要があり、これを怠ると禁固 1 ヶ月または罰金 25 ドル (1,000 インドルピー) が科される。ただし、再び元の宗教に改宗する場合はこの限りでない。

1967 年の UAPA は、コミュニティ間の対立を誘発したり、テロリズムや扇動に関与したり、1976 年の FCRA に違反したりした宗教団体の活動を禁止する権限を政府に与えている。

インドでは、宗教団体に認可は必要とされない。一方、国外から布教活動を行うために入国する場合は事前に認可を得なければならず、適切なビザを取得せずに布教活動を行った場合は通常国外追放となる。長年に渡る活動の実績がある布教団は一般にビザが更新できるが、1960 年代半ば以降は政府から新規で居留の許可を受けた布教団はない。国民や外国人が信仰する宗教を公言したり布教したりすることを禁じる連邦法はない。しかし、公共の場で他宗教を非難することは、治安を乱す危険性があるため、インド外国人法 (Foreigners Act) が禁止している。また同法は、観光ビザで入国した場合に内政省 (Ministry of Home Affairs) からの事前の許可なく布教活動を行うことも禁止している。

Uttar Pradesh 州、Madhya Pradesh 州、Rajasthan 州、West Bengal 州は、宗教的な公共施設の建造と宗教的目的での公共施設の使用について定めた法律を制定している。

2006 年 7 月 21 日、Kerala 州の高等裁判所は、アラーの名において公式に宣誓するのは合法であるとの判決を下した。これは、イスラム教徒である 11 人の同州議員がアラーの名を用いて宣誓したことについて、アラーは神と同義であるとして、その違法性を問う申し立てを棄却したものである。

1989 年の指定カースト及び指定民族 (残虐行為防止) 法 (The Scheduled Castes and Scheduled Tribes (Prevention of Atrocities) Act) は、指定カーストや指定部族に対する違法行為を規定しているが、これには宗教的義務・慣習に関する行為も含まれている。また同法は、違反者への厳しい罰則も規定している。

インド憲法第 17 条は不可触民制の廃止を規定している。しかし、低カースト層の人々は不遇な環境に置かれたままである。インド政府は引き続き、ヒन्दゥー教徒、シク教徒、仏教徒の SC および ST には、公務員の雇用枠と高等教育機関への入学枠を一定の割合で与える保留制度を採用している。しかし、キリスト教徒またはイスラム教徒の SC および ST は同制度の対象外となっている。

キリスト教徒のグループは、キリスト教徒の SC および ST もカースト制度由来の社会的、

経済的、政治的な不名誉と差別に苦しんでいると主張し、キリスト教やイスラム教に改宗した SC および ST にも、他宗教の SC および ST と同じく“枠”を与えるよう要求する訴訟を起こした。これに対しては、キリスト教にはカースト制度の概念は存在しないので、キリスト教徒の SC および ST には枠を与える必要はない、というのが紋切り型の反論となっている。同訴訟は最高裁判所に上訴されたが、本報告書の対象期間の終了時点までには判決が下されなかった。Andhra Pradesh 州では、イスラム教徒の SC および ST には枠が与えられている。

インド憲法第 25 条は、シク教、ジャイナ教、仏教はヒンドゥー教の宗派であるとみなしている。しかし各宗教を信仰する人々は、いずれもヒンドゥー教とは別の宗教であると認識しており、別々の家族法を導入するよう要求している。シク教徒は、自らの独自性を法的に認めて曖昧さをなくすよう、成文化された法律の制定を求めている。1992 年の全国少数派委員会 (NCM) 法は、仏教は別の宗教であると規定した。同法がジャイナ教も別の宗教だと認めるよう要求する訴訟は、一宗教をさらに宗教的少数派として容認するのは望ましくないとして、最高裁判所が棄却した。

家族法は宗教別に異なるものが存在しており、婚姻、離婚、養子縁組、相続に関しては、法制度上それぞれ別々の法律が適用される。これらの法律の作成では、インド政府が家族法関連機関に大幅な自主性を認めている。家族法には、ヒンドゥー教徒用、キリスト教徒用、パールシー教徒用、イスラム教徒用があり、いずれも正規の法律として司法上効力を有している。ただし、インド憲法が規定しているとおり、連邦および州レベルの法的拘束力と社会改革上の法的義務がいずれの法律よりも優先される。

2001 年のインド離婚法 (The Indian Divorce Act) は、異教徒間の結婚における相続、扶養手当 (alimony payments) の供与、財産の譲渡を禁止しているほか、いずれかがキリスト教徒でない場合は結婚式に教会を使用することを禁止している。同法に違反した聖職者には、禁固 10 年以下が科される。なお、その他の宗教施設での異教徒間の結婚式は禁止していない。

インド政府は、私立の宗教学校の設置は認めているが、公立学校での宗教教育は認めていない。補助金の交付を受けている宗教系大学に対しては、信仰する宗教などの大学側独自の基準ではなく、能力に応じて入学を許可するよう指示するケースもある。

ヒンドゥー教の宗派の多くは学校を設立しているが、国からの補助金は受けていない。イスラム教の神学校であるマドラサ (madrassahs) の大部分も、厳しいセキュリティチェックを受ける義務が課されるおそれがあるとの理由から、政府からの補助金を受け取っていない。

ない。政府から“少数派優遇校”と認定された教育機関は、政府からの補助金交付の対象外となる。

West Bengal 州では、州政府が madrassahs の大学部門と大学院部門の大半を運営しており、州の公共事業委員会（Public Service Commission）が教師の採用とカリキュラムの作成を担当している。同州の madrassahs に在籍する 40 万人の学生のおよそ 25% と 1 万人の教師の 15% は非イスラム教徒である。

連邦政府の教育研究訓練委員会（NCERT：National Council of Education Research and Training）は、公立および私立学校で一律に使用される教科書を各種言語で発行している。2007 年には最新版の教科書を発行した。同教科書で改訂された主な点としては、宗教的少数派についてより正確に記述されていることや、非宗教的な教育内容に立ち返ったことが挙げられる。なお、同教科書はまだすべての学校へ配布されていない。

連邦議会は 2004 年に、少数派教育機関委員会（National Commission for Minority Education Institutions）設置法案を可決した。また 2006 年 3 月には、教育機関を設置・運営する権利を含む少数派の権利の侵害について、紛争の解決と申し立ての調査を行う権限を同委員会に与えた。

インドでは、国内で信仰されている主な宗教の大きな祭日が、同時に国全体の祝日にもなっている。これらの祝日には、聖金曜日、クリスマス（キリスト教）、2 つのイード（two Eids：犠牲祭、断食明け祭）（イスラム教）、釈迦誕生日（仏教）、グル・ナーナク（Guru Nanak）誕生日（シク教）、Dussehra、Diwali、Holi（ヒンドゥー教）、マハヴィーラ（Lord Mahavir）誕生日（ジャイナ教）などがある。

信教の自由への制限

本報告書の対象期間においては、UAPA に基づいて活動禁止となった宗教団体はなかった。ただし、インド政府は 2007 年 2 月 15 日に、テロリズム関与の危険性があることから、インド学生イスラム運動（Student Islamic Movement of India）の活動禁止を延長した。延長はこれで 4 度目となる。また 2005 年には、イスラム教団体である Deendar Anjuman の活動禁止を 2007 年まで延長している。

Gujarat 州慈善委員会の委員長（Charity Commissioner）は、前年とは異なり、宗教的慈善団体に財務諸表の提出を要求することはなかった。

本報告書の対象期間において、観光ビザで入国した海外の布教団が改宗を促すという違法行為のドキュメンタリーをメディアが伝えた。観光ビザで入国した外国人が布教活動を行うと国外追放となるが、さらに刑事訴追の可能性もある。一度取得した在留資格は通常変更できないため、入国にあたっては適切なビザを申請する必要がある。

インド政府は、国内への輸入および国内での販売を禁止する書籍の一覧を作成している。禁止対象となるのは、宗教間またはコミュニティ間の対立を招く扇動的な内容を含んでいると政府の検閲機関が判断した書籍である。Rajasthan 州では、ヒンドゥー教の神々を冒瀆している疑いがあるとして、『Haqeeqat (真実)』と『Ve Sharm Se Hindu Kahate Hain Kyon? (なぜ恥じながらヒンドゥー教徒だと告白するのか?)』が現在も禁止対象書籍となっている。

2007 年 2 月、Gujarat 州の映画館経営者と配給業者は、2002 年の Gujarat 暴動を舞台にパールシー教徒の家族の苦難を描いた『パルザーニヤー (Parzania)』の上映を拒否した。これは、宗教間の対立の再燃や、イスラム教右派グループ、特に地元 Ahmedabad を拠点とする Bajrang Dal の指導者 Babu Bajrangi による報復の再発を危惧したためである。Gujarat 州は 2002 年に暴動が起きたまさにその地であり、同州の Hindutva groups は同映画を上映した映画館を襲撃すると予告していた。同映画はインド検閲委員会 (Indian Censor Board) によってすでに国内配給が許可されていて、国内のその他の地域では上映されるに至った。

Bihar 州 Bodh Gaya にある、1,500 年の歴史を誇る大菩提寺を巡っては、仏教徒にその管理権がないことに仏教僧が異議を唱えている。また、holy Mahabodhi tree (釈迦がその下で悟りを開いたとされる菩提樹) を巡っては、その枝の手入れが仏教徒によって行われていないことにも異議を唱えている。仏教徒は、大菩提寺管理法 (the Mahabodhi Temple Management Act) を改正して同寺の管理権を譲渡するようインド政府に要求している。

海外からインドを訪れる布教団および宗教団体は、FCRA を順守しなければならない。FCRA はインド国内の特定の NGO への外国からの資金援助を規制する法律であり、宗教的奉仕活動を行う NGO も対象に含まれている。

信教の自由の濫用

インド政府が信教の自由を濫用した報告はなかった。しかしながら、人権活動家によると、州政府、地方自治体、個人による侵害に対しては、政府が関心を示さなかったり対応に乗り出さなかったりしたと疑われるケースがあったという。

野党の BJP と、RSS およびその関連諸団体 (Sangh Parivar) は、ヒンドゥー教以外の宗教も尊重して寛大に扱っていると主張した。その一方で RSS は、ヒンドゥー教からの改宗には反対の立場を打ち出しており、信仰する宗教にかかわらず全国民がヒンドゥー教の文化的価値を重んずるべきであるという見解を示した。また BJP は、本報告書の対象期間において、国内全州での“非改宗”法の制定、Ayodhya でのヒンドゥー寺院建立、全国民が一律対象となる民法の制定など、物議を醸す政策を引き続き提唱した。

BJP は、宗教的不寛容を扇動する情報を広める事件にいくつか関与した。2007 年 4 月 11 日には、Uttar Pradesh 州での選挙対策として、世論の非難を浴びることとなった CD を作成した。同 CD にはイスラム教コミュニティを侮辱する内容が含まれていた。インド少数民族委員会 (the National Commission for Minorities) は、連邦政府および州政府に対し、その内容に十分な注意を払うよう要請した。BJP は同 CD を回収したと発表したが、その内容はメディアによって出版・放送されてしまった。こうした物品が出回ったのは、論争を巻き起こす同種の小冊子が他の地域で配布された影響であるとみられる。選挙委員会は、国民代表法 (Representation of People's Act) に基づき、BJP に通知後この事件の関係者を告発した。

Karnataka 州では、BJP が一角を占める連立政権が発足して以来、キリスト教徒と人権団体から襲撃や迫害の報告が増加している。

2007 年 2 月 20 日、Chhattisgarh 州 Raigarh 県で、祈禱会の最中に 3 人のビリーバーズ教会 (Believers' Church) の牧師が襲撃された。襲撃したのは地元の BJP の指導者である Panat Ram とその部下だったという。被害者である Elisha Baker、Balbir Kher、Nan Sai は軽いけがを負った。Panat Ram は同牧師が改宗活動に従事していると警察に届け出た (register a complaint)。しかし、警察の捜査では事実が裏付けられず、改宗活動に対する調書 (FIR : First Information Report) も作成されなかった。

2006 年 11 月 9 日、同じく Chhattisgarh 州の Bastar 県で、ある村での会合中に 6 人のキリスト教徒が地元の BJP 党員と党職員に襲撃されたという。被害者のキリスト教徒によると、警察は襲撃に対する FIR の作成を拒否したという。

2006 年 10 月 10 日、同じく Chhattisgarh 州の Raigarh で、州政府からの出資を受けてキリスト教徒が運営する児童栄養サービスセンター (child nutrition services center) が BJP 州政府により閉鎖されたという。同センターの従業員 17 人は、改宗活動に関与した疑いがあるとして州政府に解雇された。

宗教系のメディアによると、2006年12月4日、Andhra Pradesh州Kondapurで、宗教映画を上映していたキリスト教徒のグループが警部補(sub-inspector)に暴行されたという。報道によると、キリスト教コミュニティが村長から上映の許可を得ていたにもかかわらず、同警部補は上映を中止させようとしたという。

2006年8月19日、Karnataka州Devangereで、ヒンドゥー教からキリスト教に改宗した人物が再びヒンドゥー教に改宗するよう警察官に強要されたという。

2006年8月、Gujarat州Radhanpurで、氾濫水を減水させるためにイスラム教徒の墓地の壁を取り壊す決定を下した地元行政に対し、イスラム教徒が抗議デモを行っていたが、その最中に警察官の発砲により3人(イスラム教徒2人とヒンドゥー教徒1人)が死亡した。

報告によると、2006年7月16日、Uttar Pradesh州Sultanpurで、キリスト教に改宗した人物が警察から暴行を受けたという。警察は世界ヒンドゥー評議会(VHP)のメンバーから命令を受けていたとされている。

2006年7月、Maharashtra州Bhiwandiで、イスラム教徒の抗議デモ中に州警察の鎮圧によりイスラム教徒2人が死亡した。その後、イスラム教徒の墓地の近隣に警察署を建設することを巡ってイスラム教団体と警察が衝突している最中に、2人のヒンドゥー教徒の警察官が暴徒化したイスラム教徒から集団暴行を受けた。さらに、イスラム教徒は地元交通会社のバス数台に火をつけた。この事件では、警察官12人を含む18人が負傷した。

本報告書の対象期間において、“反改宗”の州法またはその他の規制法違反容疑で逮捕者が出たケースの報告がいくつかあった。

2007年4月5日、Andhra Pradesh州で、インド刑法第295A条および第298条に基づき、宗教的感情を傷つけたとして、3人の牧師が州当局により逮捕・告発された。地元住民によると、牧師らは数人の米国人を含む26人の外国人観光者を連れてHyderabadのChikadpally slumを訪れ、改宗活動を行い、ヒンドゥー教の神々を侮辱する発言をしたという。

2007年3月20日、Karnataka州Bangaloreで、ヒンドゥー教の神々を揶揄する中傷的な発言をした容疑で、米国人1人を含む2人の宣教師が逮捕された。宣教師たちは翌日保釈された。

報告によると、2006年12月、Chhattisgarh州で、クリスマスの賛美歌を歌っていた牧師1人とキリスト教徒20人がBajrang Dalに暴行を受けたという。被害者のうち5人が重傷を負った。その後、牧師と10人のキリスト教徒は強制改宗の容疑で逮捕された。

宗教系のメディアによると、Gujarat州議会が2003年の“反改宗”法の改定案を可決した翌々日の2006年9月21日に、インド宣教会（Indian Missionary Society）に所属するキリスト教徒8人が過激派グループに襲撃されたという。キリスト教徒は、9人の襲撃犯と警部補による暴行の被害を届け出た。その後、襲撃の被害者であるキリスト教徒は、強制改宗と武器不法所持の容疑で当局に逮捕された。

Madhya Pradesh州において同州の“反改宗”法違反容疑で逮捕者が出たケースの報告は11件あった。ちなみに前回の報告書の対象期間では20件だった。しかし、有罪判決が下されたケースはなく、被告人は全員審理中に保釈となった。前回の報告書の対象期間において当局が逮捕した人数は、宗教的奉仕活動を行うNGOとメディアによると、Andhra Pradesh州で4人、Chhattisgarh州で14人、Madhya Pradesh州で28人、Orissa州で2人、Uttar Pradesh州で1人だった。その容疑の多くは、キリスト教徒またはその所有施設への襲撃だった。また、警察官による悪質な犯罪も数件あったほか、襲撃の被害者が逮捕されたとされるケースも1件あった。

インド政府は、1984年の反シク教徒暴動に関するデリーの高等裁判所の判決を受けて、同事件での負傷者数名に3,075ドル（12万3,000インドルピー）を支払った。Delhiの高等裁判所は2007年3月に、同暴動でシク教徒の警察官、その息子、およびその親類1人を集団暴行した罪で、Harprasad Bhardwaj, RP Tiwari, Jagdish Giriに終身刑を言い渡した。同じく同罪で問われていた2人の被告人は、証拠不十分で無罪となった。同裁判所は、有罪となった3人に罰金125ドル（5,000インドルピー）の支払いも命じている。Delhiの高等裁判所は2005年5月にも、同暴動に関して殺人罪で5人に終身刑判決を下している。

本報告書の対象期間においては、Jagdish Tytler大臣とSajjan Kumar議員に対して訴訟を提起しようとする動きはインド政府にみられなかった。両氏は、Nanavati Commissionが2005年にまとめた、1984年の反シク教徒暴動における虐殺に関する報告書で名前が挙がっていた。CBIによると、両氏の虐殺への関与を示す証拠はほとんどないという。

2006年5月、Gujarat州Vadodara市で、300年の歴史を有するイスラム教寺院が、イスラム教コミュニティの抗議を押し切るかたちで市当局によって取り壊された。その際、暴徒と化したイスラム教徒の抗議団を鎮圧する警察により、イスラム教徒2人が命を落とし

た。イスラム教徒は報復として4軒の店に火を放った。また、ヒन्दゥー教徒3人が刺殺されたほか、イスラム教徒1人がヒन्दゥー教徒のグループに火をつけられた。内政省は、陸軍と準軍隊（paramilitary forces）を出動させて地元警備隊を支援した。メディアによると、死者は6人、負傷者は警察の発砲による16人を含む42人にのぼったという。NCMは州政府に対し、警察による発砲は不可避だったか否か、また寺院の取り壊しは正当だったか否かを究明するよう要請した。なお、本報告書の対象期間においては、寺院を復元しようとする動きは州政府にみられなかった。

メディアによると、2006年1月、West Bengal州 Calcuttaの南部で、キリスト教布教アシュラムの教会（Christ Mission Ashram church）が取り壊された際に、教会のメンバーとカルカッタ市都市圏開発庁（Calcutta Metropolitan Development Authority）の作業員が衝突し、負傷者10人が出たという。州政府は後に、教会施設を再建するために別の土地を提供した。

2006年の初めに、Uttar Pradesh州と Gujarat州で政治問題に端を発して宗教間対立が生じた際に、両州の警察および当局はタイミングよく暴動鎮圧と暴徒制圧の対策を講じた。

2006年、Uttar Pradesh州では、ヒन्दゥー教徒とイスラム教徒の衝突に関し、警察が司法調査を開始した。NCMの調査では、同州は暴動を回避させる適切な対策を初期段階で講じなかったという結論が下された。

2005年5月から10月にかけて、Uttar Pradesh州で発生したコミュニティによる暴動で、死者7人、警察官8人を含む負傷者36人が出た。州政府は同年10月に、3名で構成される委員会を編成して暴動の原因を究明し、暴動を誘発した疑いで BJP 党員の Mukhtar Ansari と Ramji Singh を告発した。同委員会は、同じく BJP 党員である Yogi Adityanath 議員も暴動を引き起こしたと報告したが、告発はしなかった。

Rajasthan州の大規模な慈善団体 Emmanuel Ministries International（EMI）は、強制改宗と“ヒन्दゥー教に対する名誉毀損”の疑いが持たれたことから、サング・パリワール（Sangh Parivar）のメンバーから迫害を受けた。また2006年2月には、EMIが所有する聖書学校、児童養護施設、教育施設、医療施設、教会などの慈善施設の認可が州政府により取り消された。さらに同年3月には、EMIの銀行口座が同州社会福祉局（Department of Social Welfare）により凍結された。同年6月、ジャイプール高等裁判所は州政府に対し、EMI所有施設の認可取り消しの理由を提示するとともに、EMIの口座凍結を解除するよう命じた。このケースに関しては、「社会的迫害と差別」を参照されたい。

EMIの代表者である Samuel Thomas は、ヒンドゥー教徒の宗教的感情を傷つけたとして、当局により 2006 年 3 月 17 日から 5 月 2 日まで拘置所に身柄を拘束された。Thomas はその後同じ月に、Jammu・Kashmir 州を領土として含まないインドの地図を EMI 関連のウェブサイトで掲載したとして、扇動罪の容疑で告発された。この事件では、Thomas は最高裁判所から保釈を認められたが、行動の自由は制限された。告発は本報告書の対象期間の終了時点でも取り下げられていなかった。

宗教系のメディアによると、2006 年 6 月、Maharashtra 州で、FIR の作成を要求したとして、キリスト教徒の部族民 4 人が警察官から言語的および身体的暴力を受けたという。4 人はその後、治安妨害罪で逮捕された。また、警察の捜査の結果、警察官 1 人が免職となった。本報告書の対象期間の終了時点では、この事件はそれ以上の進展をみせていなかった。

2006 年 5 月、Punjab 州で、全インドキリスト教協議会(AICC:All-India Christian Council) Delhi 支部の指導者らによる抗議デモの後、ヒンドゥー教過激派のメンバー 3 人が、復活祭の催しを襲撃して礼拝者脅迫と器物損壊を行ったとして逮捕された。牧師が FIR の作成を要求したところ、最初は県長官の許可が必要だという説明を警視正 (Senior Superintendent) から受けたが、後にそれが撤回されて FIR が作成された。

2002 年の Gujarat 暴動については、Gujarat 州政府が暴動に関与した人々を逮捕して有罪に持ち込めておらず、懸念が広がり続けている。2005 年 5 月に内政省が公表したデータによると、同暴動での死者は、イスラム教徒 790 人、ヒンドゥー教徒 254 人、負傷者は 2,500 人となっている。一部の NGO は、イスラム教徒の死者はその数値を上回り、1,000~2,500 人に達すると主張している。また、女性のイスラム教徒に対する強姦、集団強姦、性的虐待の報告もあった。2005 年 10 月に NHRC の監視委員会が実施した調査では、およそ 4,300 世帯のイスラム教徒 (2 万 5,000~3 万人) が依然国内避難民としてインフラ設備が不十分な仮設キャンプで生活を送っていることが明らかになっている。避難民は同委員会に対し、自分たちの家に帰ればヒンドゥー教徒の隣人から報復を受けるかもしれないと語っている。また、ヒンドゥー教徒の隣人から暴動に関する被害届を取り下げるよう脅されるかもしれないとも語っている。

2006 年 3 月、インド政府が設置した、Banerjee 判事を委員長とする委員会が報告書を取りまとめた。同報告書は、列車炎上は事故であり、イスラム教徒の関与はないと結論付けている。また同委員会は、事故調査を十分に行わなかったとして、当時の鉄道大臣と鉄道安全委員会 (Railway Safety Commission) を非難した。Gujarat 州高等裁判所は、同報告書を議会に提出する必要はないとの判決を下したが、インド国有鉄道 (Indian Railways) は同報告書の提出を求める申し立てを最高裁判所に行った。この件については、本報告書の

対象期間の終了時点では審理中だった。

2002年4月に設置された Nanavati-Shah commission は、本報告書の対象期間においては、引き続き2002年の Gujarat 暴動についての事情聴取を行っていた。同委員会については、これまで6ヶ月の設置期間延長が繰り返されてきており、2007年12月に再び設置期間終了を迎える。

2006年2月、Gujarat 州警察は最高裁判所の命令を受けて、Gujarat 暴動後に終了した2,108件の事件の捜査のうち1,600件を再捜査すると発表した。しかし同州警察は、本報告書の対象期間において、目撃証言が不十分として1,600件すべての捜査を打ち切った。

前回までの報告書の対象期間で、2004年8月から2006年2月にかけて、Gujarat 州警察は Gujarat 暴動に関連する13件の事件を新たに捜査し640人を逮捕した。しかし、その他の事件では、証拠が不十分だったり証言が変わったりした理由から容疑者が釈放となったケースもあった。本報告書の対象期間においては、被害者の宣誓供述書に基づいて新たに FIR が作成されたケースもあった。これらのケースで逮捕された容疑者のなかには、Vadodara を拠点とするヒンドゥー教宗派の分派の司祭長 Mahant Parshottamgiri Goswami と、BJP Dahod 県議員 (MP) Babubhai Katara の息子 Rajesh Katara という2人の大物も含まれていた。

2006年10月にインド政府が国連機関に提出した報告書では、Gujarat 暴動に関する裁判では6件で有罪判決、182件で無罪判決が下ったとされていた。これに対して人権団体は、最高裁判所が直接審理している数少ない深刻なケースを除けば、被告人はまず有罪にはならないだろうと指摘している。

2005年10月、Gujarat 州の簡易裁判所は、Gujarat 暴動で12人のイスラム教徒を殺害したとして、5人に終身刑を言い渡した。また、その他の被告人には禁固3年と罰金11ドル(500インドルピー)を言い渡した。この罰金は、本報告書の対象期間の終了時点では支払われていなかった。同州の裁判所は、イスラム教徒2人を殺害した罪で問われていた113人のうち107人に無罪を言い渡したほか、同暴動に関連した容疑がかかっていた39人の警察官に対する起訴を受理した。

Bilkis Bano 事件については、本報告書の対象期間において、Mumbai の裁判所で証人尋問が続けられた。Best Bakery 事件については、2006年2月に Mumbai の特別裁判所で、イスラム教徒14人を殺害した罪で9人が終身刑になった。また、その他の8人は無罪になった。これに対して多くの人権団体は、同事件では判決が下されたものの、Gujarat 暴動に関

与した人々は変わらず自由の身であると指摘し続けている。Best Bakery 事件の重要証人である Zahira Shaikh は、偽証罪で禁固 1 年と罰金推定 1,200 ドル (4 万 8,000 インドルピー) の判決を受けた。Shaikh は現在服役中である。なお、罰金の判決は最高裁判所によって棄却された。

2005 年 6 月、テロリズム防止法 (POTA: the Central Prevention Of Terrorism Act) 評価委員会 (the Central Prevention Of Terrorism Act Review Commission) は、Gujarat 暴動において同法違反で起訴されている多くのイスラム教徒について、証拠が不十分なことから起訴を取り下げよう勧告した。しかし、本報告書の対象期間の終了時点では、起訴は取り下げられていなかった。Gujarat 州では今なお、およそ 150 人のイスラム教徒の若者が同法に違反したとして身柄を拘束されている(その大部分は Godhra で起きた列車放火事件で起訴されている人々である)。

2005 年 3 月、イスラム教シーア派にとって服喪の期間であるこの月 (ムハッラム (Muharram)) に、Gujarat 州で、ヒन्दゥー教徒とイスラム教徒との衝突を回避するため、少なくとも 400 人の身柄が警察に拘束された。また同月、同州 Vadodara のイスラム教徒は、ヒन्दゥー教徒との衝突を懸念して服喪の行進を中止した。本報告書の対象期間においては、Gujarat 州での服喪の行進は無事に行われた。

Jammu・Kashmir 州では、1989 年に組織的な武装闘争が勃発して以来、治安部隊、地元当局者、分離主義者によって人権が侵害されたという報告が後を絶たない。Kashmir 地方は依然として地理的にも政治的にも分離は困難な様相をみせている。分離主義者の圧倒的多数はイスラム教徒である一方、同地方に駐在するインド軍のうち、階級の高い軍人のほぼ全員と階級の低い軍人の大半は非イスラム教徒である。また、同州の警察部隊 6 万 1,000 人の大部分はイスラム教徒である。同地方のヒन्दゥー教徒は今も暴力に怯えた生活を送っている。その多くは Kashmir 渓谷から離れた難民キャンプで暮らしており、無事に我が家に帰る日を心待ちにしている。同州政府は、2004 年および 2005 年の 5 月と 2006 年の 4 月に、預言者ムハンマド (Muhammad) の生誕を祝う行進を行うことを分離主義者グループに許可した。

強制的改宗

強制的改宗の報告はなかった。また、未成年の米国民が拉致されたり不法に連れ出されたりした事件や、それらの結果米国への帰国が許可されなかった事件の報告もなかった。

本報告書の対象期間においては、“反改宗”の州法に基づき、強制や誘惑、詐欺による方法

で改宗活動を行った容疑で、多数のキリスト教徒が当局に逮捕された（詳細は「信教の自由の侵害」を参照されたい）。ヒンドゥーナショナリスト団体の常套句は、無償で教育や医療サービスを提供して低カースト層のヒンドゥー教徒を誘うキリスト教宣教師の行為は強制改宗に相当する、というものである。これに対するキリスト教徒の反論は、低カースト層の人々は自らの意思で改宗しており、キリスト教への改宗者を金品で再びヒンドゥー教徒に“再改宗”させるヒンドゥー教徒の行為こそ不正に当たる、というものである。

テロリスト組織による迫害

Jammu・Kashmir 州では、長期化する武装闘争を背景に、少数となったヒンドゥー教の Pandits を含む一般市民に対して、テロリスト集団が自動車爆弾、住居侵入、殺人、性的暴行などの非道な行為を繰り返している。また、テロリストによる報復殺人も頻発している。治安部隊は、テロリストだけを標的にして武力で制圧を行うが、過度に武力を行使するケースもあり、しばしば一般市民が多数犠牲になってしまっている。

宗教間の対立を煽る目的でテロリストが爆弾テロを実行するケースもあった。

2007 年 5 月、Hyderabad の Charminar 地区の Mecca モスクで、金曜礼拝の最中に爆発があり、12 人が死亡、40 人が負傷した。捜査は現在も続いており、数人を逮捕して取り調べを行っている。

2007 年 2 月、Maharashtra 州中部の都市 Nanded で爆弾が爆発し、爆弾を製造したとみられる 2 人が死亡した。

Maharashtra 州では、2006 年 9 月、シーア派にとっての大きな祭の前日にも、イスラム教徒が多く居住する北部の都市 Malegaon のモスクおよびその周辺で立て続けに爆発があり、38 人が死亡、100 以上が負傷した。

2006 年 8 月 16 日、Manipur 州 Imphal のイスコン寺院 (International Society for Krishna Consciousness temple) で、クリシュナ (Lord Krishna) の生誕を祝う祭りの最中に強力な爆弾が爆発し、5 人の死者と多数の負傷者が出た。爆発当時、寺院は外国人を含む多くの信者で混雑していた。同州警察による捜査は現在も続いている。同州には地下活動を行う反乱グループが存在しており、一般市民が暴力行為の標的になっている。

2006 年 7 月 11 日、Mumbai の通勤列車で連続爆発が起き、およそ 200 人が死亡、700 人以上が負傷した。テロ活動の一環であるこの事件により、ヒンドゥー教徒とイスラム教徒

の対立が拡大しただけでなく、インドとパキスタンの和平交渉が中断になった。

信教の自由に関する進歩と前向きな展開

総理府 (The Prime Minister's Office) は、本報告書の対象期間において、インド国内におけるイスラム教徒の社会的および経済的状況を調査してサッチャー報告書 (Sachar Report) をまとめた。同報告書のデータでは、イスラム教徒は多くの社会指標において平均水準を下回っていた。2007年1月、UPA率いるインド政府はこの報告内容を受けて、少数派に優遇融資制度を提供するようすべての銀行に要請した。また2007年4月には、Manmohan Singh首相が、あらゆるレベルの政治において女性および少数派の“意見が適切に反映される”よう努力すると公言した。

2007年3月、連邦政府は、2002年のGujarat暴動で殺害された人々の最近親者に対し、およそ8,100ドル(32万4,000インドルピー)の見舞金を追加支給すると発表した。これは、Gujarat州政府がすでに各犠牲者に支給した4,651ドル(18万6,040インドルピー)への追加である。しかし、支払いの時期については未定となっていた。

2007年5月、連邦政府は、全国少数派委員会(NCM)を憲法に明文規定するための憲法改正案を連邦議会に提出した。

Gujarat州政府は、VHPとRSSが2006年のクリスマスにDangs県で開催すると予告していた反キリスト教集会を中止させた。この集会が計画されたのは、同年12月14日に8体のヒन्दゥー教の神像が何者かによって冒瀆されたためだった。同州政府はキリスト教徒から集会を止めさせるよう訴えを受けていた。

2006年12月29日、Manipur州のOkram Ibobi Singh州首相(Chief Minister)は、公務員の4%をイスラム教徒雇用枠とすると発表した。同首相は、イスラム教徒が同州の人口に占める割合は7%だが、公務員に占める割合はわずか2.57%だと明らかにした。

Assam州政府は、同州の人口のおよそ30%を占めるイスラム教徒のために、1億4,800万ドル(59億5,000万インドルピー)を投じる総合的な開発政策構想を打ち出した。同州のイスラム教徒は820万人にのぼるが、その大多数が最貧困地区での生活を余儀なくされている。この政策構想は、少数派が数多く暮らす地区の経済活動を挺入れするとともに、コミュニティインフラを整備するためのものである。 कांग्रेस党総裁のSonia Gandhiと主なイスラム教指導者たちは、2007年5月10日に開催されたアッサム州少数派会議

(all-Assam minority convention) に出席した。

2007 年 1 月、BJP が支配する Madhya Pradesh 州の当局は、ヒンドゥー教の祭りである Vasant Pachami に際し、論争の渦中にある Dhar 県の聖地での礼拝をヒンドゥー教徒とイスラム教徒の両方に許可し、両教徒の衝突を未然に防いだ。礼拝は同じ日に時間をずらして行われた。

インドコミュニティ調和基金 (The National Foundation for Communal Harmony) は、コミュニティ間や民族間の対立、カースト制度、テロリズムなどがもたらす暴力行為の犠牲となった子供たちが肉体的および精神的な傷を癒せるよう、介護、教育、育成に重点を置きながら支援し続けた。同基金は、2006 年 12 月までに 396 万ドル (1 億 5,970 万インドルピー) の財政支援で 8,849 人の少数派の子供たちをケアし、コミュニティ間の調和の実現、国民同士の絆の強化、博愛の精神の育成に寄与してきている。また、各州政府に助成金を交付し、コミュニティ間の調和を促すイベントの開催を支援している。

UPA は、前回の報告書の対象期間において、州政府がコミュニティ間の暴動の鎮圧に強硬策で臨まない場合、当該州に介入できる権限を New Delhi に与える法案を提出した。また、人権委員会が有する人権侵害の調査権限を強化することも決定した。同法案は議会提出後に常任委員会に提出されたが、本報告書の対象期間の終了時点ではそれ以上の進展はなかった。

本報告書の対象期間において、NCERT は手際よく活動を進め、特定コミュニティへの偏見で “ 汚染 ” されていた教科書を学校から排除し、宗教色のない事実に基づいた内容で、国内で起きた少数派への非道な行為に真摯に向き合う教科書を導入した。

Manmohan Singh 首相および一部の州政府高官は、その演説のなかで、コミュニティ間の調和の実現と平和共存に向けた取り組みの必要性を強調した。2007 年 5 月、インドはイギリスからの植民地支配に対する最初の反乱を起こしてから 150 年を迎えた。これに伴い、1 年に渡るイベントが実施されているが、そのテーマは、首相が議会での演説で強調した、コミュニティ間の調和の促進である。

本報告書の対象期間において、NHRC と NCM は引き続き信教の自由の促進に努めた。両委員会は、この 1 年の報告書と調査のなかで、人権問題に焦点を当てるとともに、問題解決を可能な限り司法に委ねていた。

セクション 社会的迫害と差別

11 億にものぼるインドの国民の間では、数え切れないほどの宗教的伝統が受け継がれている。社会的差別や暴力行為のなかには、完全に宗教に根ざしたケースや、多少宗教の影響がうかがえるケースもあった。その多くには、政治や改宗、報復行為、遺恨が単独または複数で絡んでいた。また、異なる宗教コミュニティ間の経済的利害も大きな要因となっていた。2006 年の内政省の年次報告書によると、コミュニティ関連または宗教関連の暴力事件は 698 件発生しており、133 人が死亡、2,170 人が負傷した。

宗教指導者たちは、他宗教を理解しようとする取り組みを通して、宗教間の緊張緩和のために協調した。各宗教の主だった世俗主義者 (secularists) たちは、他宗教の祝日を祝ったり結婚式などの社会行事に参加したりして、他宗教を尊重する取り組みを表立って実践した。イスラム教徒のグループは、ヒンドゥー教過激派によるキリスト教徒迫害に対して抗議を行った。キリスト教の聖職者やキリスト教団体の広報担当は、Gujarat などでも発生した反イスラム教の暴動に対して非難の公式声明を発表した。

テロリズムに対しても、すべての宗教コミュニティが一様に非難の声を上げた。2006 年 3 月、インド有数のイスラム教の神学校が、聖地を標的にして罪のない人々を殺害したテロリストに対し、非難のファトワを発表した。このファトワを発表したイマームは「イスラム世界にテロリズム許容の余地は皆無で、無垢なる 1 人を殺めるのは全人類を殺めるのに等しい」と明言した。

チベット人の仏教コミュニティの指導者たちは、本報告書の対象期間において、政府とコミュニティ内の住民の関係は良好であり、迫害を受けているとは感じていないと語った。

2007 年 1 月、Madhya Pradesh 州の Jabalpur で、ジャイナ教の聖人が描かれた張り紙を破いたとして、ジャイナ教徒がイスラム教徒を非難した。両宗教のコミュニティが小競り合いを起こした際に負ったけががもとで 1 人が死亡した。

メディアによると、2007 年 3 月 12 日、Maharashtra 州の Pune で、数日前に家族から行方不明の届けが出されていたシク教徒の青年が、何者かによって髪の毛を切り落とされ、ひげを剃り落とされたという。被害者の青年は、Haryana 州の Jagadhri 駅近くの線路脇で、意識不明の状態で見つされた。警察はこの事件の捜査を進めているが、解決には至っていない。

本報告書の対象期間の終了時点では、Jammu・Kashmir 地方に住んでいた Pandits の家族のうちおよそ 4,778 組が、Jammu にある 12 の難民キャンプで今なお暮らしていた。また

238 家族は、Delhi の 14 の難民キャンプに避難している状態だった。2002 年～2003 年にかけてイスラム教徒の暴挙により故郷を追われた家族のうちの残り 5 万 6,000 組以上も、これら以外の場所で避難生活を送っている。

集団暴行や私的制裁、ヒンドゥー教とイスラム教の衝突など、宗教がらみの暴力事件や宗教間対立も発生した。

2007 年 3 月、色粉の塗り合いや色水の投げ合いをしながら行進するヒンドゥー教の祭 (Rangteras') で、行進の行列がイスラム教徒居住地区に入った際に、暴動事件が発生した。報告によると、イスラム教徒は挑発的な言葉を発しながら、26 軒のイスラム教徒の店を破壊したという。Rajasthan 州イスラム教協議会 (Muslim Forum) によると、同州警察は破壊行為を制止しようとはせず、襲撃の被害届を出そうとしたイスラム教徒全員を逮捕したという。

2007 年 2 月、Madhya Pradesh 州 Indore で、ムハッラムの行進中にイスラム教徒とヒンドゥー教徒が衝突し、9 人が負傷した。

2007 年 1 月 20 日～22 日、Bangalore で、ヒンドゥー教活動家が設置した横断幕をイスラム教徒の若者が撤去したという噂を受けて、暴動が発生した。この暴動で、少年 1 人が死亡、31 人 (主にイスラム教徒) が負傷、少なくとも 15 台の車が破壊された。メディアの報道は、警察が暴動を首尾よく鎮圧できなかったのは指示を明確に受けていなかったためであることを示唆していた。

2006 年 9 月 29 日、Maharashtra 州 Nanded で、ヒンドゥー教の学生団体である Chava のメンバーが、デモ行進の際にイフタル (Iftar) 用の食品を扱う売店を荒らしたうえ、モスクに石を投げつけた。イスラム教徒によると、警察はデモ行進を適切に規制してチャヴァのメンバー 30 人を逮捕したという主張とは裏腹に、消極的な態度をとり続けたという。

2006 年 9 月、Maharashtra 州の Rabodi (Thane 市内) と Osmanabad で、ヒンドゥー教の神であるガネーシャ (Ganesha) を海や川に流す祭りの行進中に、ヒンドゥー教徒とイスラム教徒の間で小競り合いが生じた。警察は即座に出動し、騒動を鎮静化させた。

一部のイスラム教徒が、ファトワで指示されていないにもかかわらず、知人のイスラム教徒にも同じ宗教的倫理観や道徳観を強要しようとしたケースもあった。2007 年 3 月 9 日、Tamil Nadu 州南部の Melapalayam で、35 歳の女性が地元のイスラム教徒の若者に殺害された。メディアによると、容疑者の若者はイスラム教過激派グループである Al Umma に影

響を受けており、被害者の女性が既婚男性と不倫していたことに腹を立てて犯行に及んだという。同州警察は、殺害に関与したとして6人を逮捕した。

前回の報告書の対象期間とは異なり、キリスト教徒が多く住む地域での非キリスト教徒に対する迫害や、キリスト教を信仰する過激な分離主義グループによる迫害の報告はなかった。

ヒन्दゥー教徒や低カースト層の人々のキリスト教への改宗は、依然として一触即発の危険性を多分にはらんだ問題となっており、キリスト教徒への暴行やキリスト教徒の逮捕といった事件を招いた。キリスト教徒は、暴力や抗議行動を伴わない、大規模な自由参加型の祈祷会をしばしば開催している。2007年2月2日～4日には、Chhattisgarh州Raigarhで、多数のキリスト教徒が参加して2日2晩に渡って休みなしで聖歌の合唱（akhand keertan）が行われた。

宗教的奉仕活動を行う団体、AICC、インドキリスト教法律協会（Christian Legal Association of India）によると、2006年に発生したキリスト教徒襲撃事件は少なくとも128件にのぼった。

宗教系のメディアによると、Andhra Pradesh州では、本報告書の対象期間中にキリスト教徒に対する暴力事件が20件あった。これらの事件では、Bajrang Dalなどのヒन्दゥー教過激派グループにより、牧師や礼拝参加者が暴行されたり、教会が破壊されたり、教育施設が襲撃されたり、違法な改宗活動を行っている、または実際に改宗させたと非難されたりしたという。前回の報告書の対象期間においては、同州で発生した同様の事件は7件だった。

2007年4月11日、Andhra Pradesh州Chittorで、福音派キリスト教徒がヒन्दゥー教過激派グループから襲撃を受けた。礼拝に通っていた教徒数名が暴行を受けたほか、キリスト教関連の印刷物が盗まれたり、違法な改宗活動を行っているという非難を浴びたりした。2007年2月20日には、同州で15の教会を管理するPastor Goda Israel牧師が、刺された傷がもとで死亡した。報告によると、Israelは改宗活動に従事していたとして脅迫を受けていたという。キリスト教のNGOによると、2006年11月16日には、カトリック教会のシスターが運営するキリスト教学校が30人の過激派メンバーに襲われ、施設が損害を受けたほか、シスターが性的嫌がらせによる脅迫を受けたという。この襲撃の原因は、シスターが生徒全員に伝統的なヒन्दゥー教の衣装ではなく制服を着用するように命じたことだという。

Chhattisgarh 州では、宗教的奉仕活動を行うメディアによると、本報告書の対象期間中にキリスト教の祈禱会やキリスト教徒がヒンドゥー教過激派から襲撃を受けた事件が少なくとも 14 件あったという。前回の報告書の対象期間においては、同様の事件は 4 件だった。キリスト教徒によると、Dharm Sena (宗教軍) や Dharm Raksha Sena(DRS) (宗教防衛軍) などのヒンドゥー教グループにより、祈禱会に乱入され、牧師や平信徒が暴行を加えられ、宗教関連の物品が略奪・破壊されたという。また、当局からは強制や誘惑による改宗を行ったという濡れ衣を着せられ、警察からは被害届の手続きの際に被害者がキリスト教徒だとわかった瞬間まったく違う態度で扱われたという。

2007 年 4 月 30 日、Chhattisgarh 州 Raipur で、同地で強制改宗や宣教を行っていたとして、米国のビジネスマン 1 人が過激派メンバー 8 人に襲われた。被害者は重傷を負った。警察は犯人を逮捕しようとしたが、逮捕には至っていない。

2007 年 2 月 25 日、Chhattisgarh 州 Rajanandgaon 県の Surgi 村で、インド宣教教会 (India Mission Church) の T.N. Jose 牧師が、ヒンドゥー教徒の村民たちにより、キリスト教への改宗活動を行っていたという宣言書に強制的に署名させられたうえ、同村から強制的に追放させられた。また、同村で診療所を開いていた Jose の妹は、一時的に村人に監禁された。

2006 年 12 月 24 日、Chhattisgarh 州の州都 Raipur で、Dharam Sena 活動家がクリスマスを祝うことに対して公衆の面前で抗議した。これが原因で、多くのキリスト教徒が恐怖心からクリスマス礼拝に参加しなかったという。

2006 年 12 月 17 日、日曜学校で授業を行い帰宅途中だった Philip Jagdella 牧師が、およそ 50 人の DRS のメンバーに襲撃された。Jagdella は、誘惑によって改宗活動を行い、日曜学校の参加者に菓子を配っていたことで非難を浴びた。DRS のメンバーたちは Jagdella を警察署に連れて行き、“ヒンドゥー教徒の宗教的感情を傷つけた” ことに対する被害届を作成するよう警察に強要した。Chhattisgarh 州キリスト教協議会 (CCF: the Chhattisgarh Christian Forum) は、この事件の仲裁に入り、DRS から暴行を受けたとして逆に被害届を提出した。また CCF は、警察に対して Jagdella のけがの診療を取り計らうよう要請した。CCF は、キリスト教徒がヒンドゥー教徒から暴行を受けた場合、警察は通常けがの診療を取り計らわずにすましてしまうと指摘している。

Gujarat 州については、本報告書の対象期間中、キリスト教徒がヒンドゥー教徒のグループから襲撃を受けた事件の報告が宗教系のメディアから数件あった。2006 年 11 月、同州高等裁判所で、Bhavnagar 県に対する裁判の審理が始まった。この裁判は、2006 年 10 月に

同県が経営上の不始末を理由にキリスト教徒が運営する学校を閉鎖しようとした事件を巡るものだった。本報告書の対象期間の終了時点では、学校は存続しており、同件は審理中だった。同じく 2006 年 10 月には、同州 Surat 県 Hindoliya 村のキリスト教徒の住民が、キリスト教の礼拝、祈祷、聖書の勉強に使われている建物で強制改宗が行われていたとヒन्दゥー教指導者の住民から非難され、同建物を取り壊すよう迫られた。このキリスト教徒は取り壊しを拒否しており、本報告書の対象期間の終了時点では裁判所で係争中だった。2006 年 9 月には、ヒन्दゥー教徒たちに発砲して 1 人に改宗を強要したとして、インド宣教会のキリスト教徒 8 人がヒन्दゥー教過激派のメンバーから告訴された。キリスト教徒たちは、自分たちこそヒन्दゥー教徒から暴行を受けた被害者だと主張した。キリスト教徒たちは警察に逮捕されたが、Gujarat 高等裁判所の援助を受けて、ヒन्दゥー教徒たちを逆告訴した。

Himachal Pradesh 州では、宗教系のメディアによると、2006 年 12 月末に同州が“ 反改宗 ”法を可決した後に、キリスト教徒が暴行を受けた事件が 4 件あったという。前回の報告書の対象期間においては、同様の事件の報告はなかった。2007 年 1 月 21 日、同州 Kangra 県で、Timuhias Behal 牧師が多数の VHP のメンバーから嫌がらせを受けたという。Behal は VHP のメンバーから、違法な改宗活動を行っていたと非難されたうえ、児童養護施設を閉鎖し、祈祷会の開催を止め、同地区から出て行くよう要求されたという。

Karnataka 州では、宗教系のメディアによると、キリスト教徒に対する暴行事件が少なくとも 40 件あり、前回の報告書の対象期間における 6 件に比べて大幅に増加した。宗教系のメディアは、牧師や礼拝参加者（男女とも）の負傷、脅迫や威嚇、キリスト教徒所有施設や礼拝施設の襲撃・破壊などを報じた。また、祈祷会や礼拝に襲撃者が乱入することもあった。メディアによると、2007 年 6 月 8 日、Bangalore 郊外で行われていた礼拝に、世界ヒन्दゥー協会（the Vishwa Hindu Parishad）の青年団 Bajrang Dal が率いたとみられるヒन्दゥー教過激派の暴徒が乱入した。地元警察が出動したが、牧師は告訴したくないと語った。2007 年 3 月 28 日には、Mangalore のカトリック教徒が、RSS の活動家による同コミュニティへの一連の襲撃に対して抗議を行った。2007 年 1 月 7 日には、Bangalore 郊外で牧師 1 人と教区民 2 人がヒन्दゥー教活動家たちに襲撃された。この事件後には、別の牧師が主催した祈祷会が同じ活動家たちに襲撃された。両牧師とも、地元警察は事件を真剣に取り合わなかったと不満を口にしていた。2006 年 11 月 30 日には、Misore の Avila Convent Catholic Girls' High School が Bajrang Dal と VHP のメンバーおよそ 50 人に襲撃され、職員が暴行を受けたほか、校内の施設が破壊された。また同校の女性校長は、襲撃犯たちから授業中に違法な改宗活動を行っていたと非難された。同校長は警察から厳重注意を受けたという。

Madhya Pradesh 州カトリック司教協議会(The Catholic Bishops' Conference)によると、同協議会は 2006 年 7 月～2007 年 4 月にかけて、Dharam Sena などの様々なヒンドゥー教徒グループによるキリスト教徒襲撃事件の報告を 55 件以上受けた。うち 34 件は Jabalpur で発生した。同協議会の会員は、警察が FIR を作成しなかったりヒンドゥー教徒の襲撃犯の名前を FIR に記載しなかったりするケースも少なくないと指摘している。襲撃の標的となったのは、主にキリスト教徒の自宅で行われた個人的な祈祷会だった。2001 年の国勢調査によると、Madhya Pradesh 州の人口に占めるキリスト教徒の割合は 0.03% である。

Madhya Pradesh 州で発生したキリスト教徒暴行事件は、宗教系のメディアによると 20 件で、うち 6 件では Madhya Pradesh 州信教の自由法 (Freedom of Religion Act) に基づいてキリスト教徒の逮捕者が出た。前回の報告書の対象期間では、同メディアが報告したキリスト教徒暴行事件は 12 件だった。これらの報告によると、祈祷会、教会での礼拝、教会施設が Bajrang Dal などの過激派グループのメンバーによる襲撃の標的となり、牧師や礼拝参加者が逮捕されたり、脅迫を受けたり、嫌がらせをされたり、重傷を負ったりしたほか、所有施設が破壊されたという。警察による捜査が襲撃犯逮捕に結びつかないケースも少なくなかった。

2007 年 4 月 1 日、Jabalpur の Gokulpur にある St. Paul's Church が、枝の主日の祈祷会の最中に、Dharam Sena の Yogesh Agarwal が率いる 30 人のヒンドゥー教徒に襲われた。キリスト教徒 7 人が負傷して病院で手当てを受けたほか、Dharam Sena のメンバー 2 人も負傷した。また、James Masih 牧師の 7 歳の息子も襲撃犯から暴行を受けたという。警察は Dharam Sena に対する被害届を受理した。同じ日には Damoh 県でも、この日を祝う行列がヒンドゥー教過激派に襲われた。Evangelical Fellowship of India (EFI)によると、2 人のキリスト教徒が頭に重傷を負い、宣教病院で手当てを受けたという。EFI は、安全上の理由から被害者の氏名を明らかにしていない。

2007 年 3 月 31 日には、ヒンドゥー教指導者である Snehlata Kedia が、ボパール Bhopal での公開説法において、キリスト教の聖職者たちは告解を聞くという名目でヒンドゥー教徒の若い女性と性的関係を持っていると発言したという。2007 年 3 月 16 日には、Khargone 県 Chenapur で、宗教的感情を傷つけられたという苦情を地元住民から受けた警察により、2 人の独立教会の牧師が逮捕された。牧師たちは宗教関連の印刷物を配布していた。2007 年 3 月 6 日には、Ratlam の近くで宗教関連の印刷物を配布していた Binoy Kuriakose 牧師と 10 人のキリスト教徒がヒンドゥー教過激派に襲われた。同じく 2007 年 3 月に、独立教会の牧師である Avinash Kanchan とその信奉者数名が、祈祷会に乱入してきたヒンドゥー教過激派に暴行を受けた。しかし、警察は誰も被害届を出さなかったと発表したという。

Maharashtra 州については、本報告書の対象期間中、キリスト教の祈祷会や教会施設への襲撃事件の報告が宗教的奉仕活動を行うメディアから数件あった。すべての事件で襲撃犯が逮捕されたが、後に保釈された。

2007年3月31日、Ulhasnagar で行われていた祈祷会の最中に、キリスト教の牧師がヒンドゥー教過激派から暴行を受けたという。キリスト教活動家によると、被害者の牧師は強制的改宗を行っていると言い掛かりを付けられたという。牧師は頭にけがを負い、骨折もした。襲撃犯は逮捕されていない。2007年3月3日には、Mumbai 郊外の鉄道駅で祈祷会のパンフレットを配布していたキリスト教徒の若者2人が、ヒンドゥー教徒のグループに暴行を受けた。暴行犯はパンフレットを奪い取り、若者たちを警察署まで連れて行き、他人の信仰を中傷するとともに強制的改宗を行ったとして被害届を提出した。警察はけがの診療と手当てを受けさせるために若者たちを病院に送った。2007年2月19日には、祈祷会のパンフレットなどの印刷物を配布していた聖書大学の学生5人が暴行を受けてけがを負った。キリスト教活動家によると、警察は言葉には出さなかったものの襲撃犯を庇ったという。若者は公立病院で手当てを受けることを拒否したという。

Orissa 州で発生したキリスト教徒暴行事件は、宗教系のメディアによると9件だった。前回の報告書の対象期間では4件だった。被害者となった牧師と礼拝参加者のなかには、法的救済を求めている人もいた。AICC Orissa 州支部によると、2007年3月5日、同州 Gajapati 県の Ranalai 村で、キリスト教徒がヒンドゥー教徒に襲われたという。AICC は行政当局に対し、警察がキリスト教コミュニティを守るとともに、襲撃犯に対して適切に対処するよう求めた。2007年2月28日には、Jharsuguda にあるゴスペル・フォー・アジアが運営する聖書学校 (Gospel for Asia Bible school) がおよそ400人から襲撃を受け、職員と学生が暴行を受けた。2006年10月4日には、キリスト教への改宗者1人がヒンドゥー教過激派に拉致され、キリスト教の聖職者のように頭頂部の頭髪を剃られ、暴行を受けた。また、被害者はヒンドゥー教に改宗するよう強要されたという。この事件の2日前には、129人のキリスト教徒の部族民が VHP によりヒンドゥー教徒に改宗させられた。

Rajasthan 州については、本報告書の対象期間中、キリスト教徒暴行事件の報告が宗教系のメディアから8件あった。前回の報告書の対象期間においては、同メディアからキリスト教徒またはその所有施設に対する深刻な襲撃事件の報告が多数あった。2007年5月には、同州で発生したキリスト教徒に対する脅迫・暴行事件をメディアが報道した。例えば2007年4月29日、独立教会の牧師である Walter Masih が Nandipuri の自宅で襲撃された事件を国営テレビが報道している。襲撃犯は VHP とその青年団である Bajrang Dal と関わりがあると伝えられた。警察は、公務員であり VHP の職員でもある Virendra Singh を含む7

人を逮捕した。宗教系のメディアによると、2007年5月12日には、カトリック司祭が自宅でおよそ15人に襲われ、違法な改宗活動を行っていると言われ、その地から出て行くよう強要されたという。2007年4月29日には、Walter Massey 牧師の自宅で行われていた祈祷会に、VHP と Bajrang Dal のメンバーとみられるグループが乱入した。Massey は自宅を荒らされたうえ、暴行を受けた。この事件については、テレビ局と国営メディアが報道した。警察は5人を逮捕した。

婚姻を巡る問題で他宗教に対して厳しい対応策を講じた事件も数件発生した。2007年4月、シンド族のヒンドゥー教徒の未成年女性がイスラム教徒の未成年男性と駆け落ちしたことを受けて、Madhya Pradesh 州 Bhopal のシンド族のヒンドゥー教コミュニティが、シンド族の若い女性に自転車と携帯電話の使用を禁止させようとしたが、失敗に終わった。Bajrang Dal は、この駆け落ちを契機に、Hindu Kanya Raksha Samiti (ヒンドゥー教女性保護委員会) を組織して同様の事件の再発を防ぐ構想を打ち出している。活字メディアによると、Bhopal 警察はここ数年、同市内における異教徒間の婚姻(特に男性がイスラム教徒の場合)の数を記録しているという。ヒンドゥーナショナリスト団体は、警察のこのデータを引き合いに出し、異教徒間の婚姻の増加はヒンドゥー教徒の女性を“略奪”するイスラム教徒の陰謀の噂を証明していると指摘したという。

Gujarat 州でヒンドゥー教徒の未成年女性がイスラム教徒の男性と駆け落ちしたことを受けて、VHP は2007年4月、他州から来た男性について個別訪問調査を行ってヒンドゥー教徒の女性を“守る”と発表した。Mumbai 警察はその後、駆け落ちした男性を誘拐容疑で逮捕し、女性を未成年収容施設に収容した。ヒンドゥー教右派団体は、この2人の話を放送した国営テレビ局を襲撃し、器物を損壊した。

2007年4月、DRS のメンバーは、Mumbai にあるニュースチャンネル「スター・ニュース (Star News)」のオフィスを襲撃し、親に結婚を反対されて Mumbai に駆け落ちした Gujarat 州 Surat の異教徒の男女について報道したことに抗議した。本報告書の対象期間において、同州 Ahmedabad の異教徒の男女数組(女性がヒンドゥー教徒、男性がキリスト教徒またはイスラム教徒)がメディアのインタビューに何度か登場し、あるヒンドゥーナショナリスト団体が2人の仲を裂こうとしていると語った。また、同団体は(しばしば女性の父親から暗黙の了解を得て)女性を拉致し、ヒンドゥー教徒の男性と結婚させようとしているとも語っている。報告によると、自由を手に入れて自分たちの意思で結婚するために Gujarat から逃げ出した異教徒の男女が数組いたという。

2007年1月、Jabalpur 県の Dharam Sena 活動家がキリスト教徒の男性と部族民の女性との結婚を阻もうとしたが失敗に終わった。この男女は2006年10月に特別結婚法(Special

Marriages Act) に従って婚姻届を提出していた。しかし、同県の行政機関は繰り返し聴聞会を開き、Dharam Sena 活動家たちから意見を聞いていた。活動家たちは、女性は金で誘惑されており、キリスト教に改宗せざるを得ない状況になるだろうと主張して、結婚に反対していた。

2006 年、Madhya Pradesh 州政府 (GOMP : the Government of Madhya Pradesh) の教育局は、ある女子大学をイスラム教徒居住区近隣からヒンドゥー教徒居住区近隣に移転させた。この移転はヒンドゥー教徒の女性とイスラム教徒の男性が親しくなる機会を奪うためだといわれていた。また、GOMP は VHP と Bajrang Dal から圧力を受けてこの移転を実行したともいわれていた。GOMP は、移転は管理上の理由だと説明した。イスラム教徒は、同大学に入学するイスラム教徒の女性が減少したと語っていた。

宗教施設の損壊事件も本報告書の対象期間において発生した。2007 年 4 月 4 日、Orissa 州のある福音ルーテル教会 (Evangelical Lutheran Church) がサング・パリワール (Sangh Parivar) と RSS のメンバーおよそ 300 人に破壊されたうえ、牧師の所有物も被害にあったという。2007 年 2 月 28 日には、同州 Jharsuguda にある Believers' Church Bible College のキャンパスがヒンドゥー教徒のグループに襲撃された。AICC Orissa 州支部によると、襲撃犯は大学に侵入し、学生と職員に暴行を加え、施設内を荒らし回ったという。襲撃の原因は、同大学の学生と近隣の村の住民との間で生じた口論だった可能性がある。この事件を受けて、武装した警察が付近の警備のために配備され、Brajarajnagar 警察に FIR が提出された。2007 年 2 月 22 日には、同州 Bhubaneswar で建設中の教会がヒンドゥー教徒のグループに破壊された。警察は FIR を作成した。2006 年 11 月には、Karnataka 州 Dharwad のカトリック教会で放火未遂事件があった。犯人はヒンドゥー教活動家とみられている。教会関係者は、警察は同地のキリスト教コミュニティの安全確保にまったく力を入れていないと語った。教会に被害はなかった。

Tamil Nadu 州では、2006 年 8 月～2007 年 3 月にかけては、教会、寺院、モスクに対する深刻な襲撃事件はなかった。しかし、教会を巡っての軋轢はあり、特に新たな軋轢の発生が目立った。AICC の報告によると、2006 年 12 月 5 日、同州 Kanyakumari で、ある教会での礼拝中にヒンドゥー教徒のグループが乱入した。これは、同教会が寺院の近隣に位置していることが原因だった。牧師は警察から礼拝を中止するよう指導されたという。

土地譲受を巡って宗教を理由に差別を受けた事件もあった。2007 年 4 月、Chhattisgarh 州 Raipur で、RRS および BJP の Chhattisgarh 州支部が、キリスト教徒の部族民による土地の購入・譲受に反対する大規模な集会を開いた。宗教的奉仕活動を行う団体は、教会活動のために土地を購入したキリスト教徒の部族民が、地元のヒンドゥー教指導者であり

BJP 党員でもある Dilipsinh Judeo 議員の指示を受けた同州政府により、意図的にあらぬ罪で告発された疑いがあると主張していた。また同部族民は、同議員は本報告書の対象期間において同州 Jashpur で “ Ghar-wapasi (帰郷) ” プログラムを何回か開催したが、それはキリスト教徒の部族民をヒンドゥー教に “ 再改宗 ” させるためだったようだと主張している。一連の同プログラムでは、キリスト教の祈祷会に参加したことがあるか否かにかかわらず、部族民は Judeo 議員から “ 神のように敬意を払われる (sanctified) ” ことが多かったという。宗教的奉仕活動を行う団体は、部族民はヒンドゥー教ではなくアミニズムを信仰しており、同プログラムはヒンドゥー教への “ 違法な改宗活動 ” に他ならないと指摘している。

カトリック教会、プロテスタント教会、およびその他のキリスト教派の教会が所属する Andhra Pradesh 州教会連合 (The Andhra Pradesh Federation of Churches) は、教会の財産を管理する権限を同州政府に与える法案で規定対象外となる財産を定めることを要求した。

前回の報告書の対象期間とは異なり、本報告書の対象期間においては、メディアが宗教グループや民族グループから襲撃を受けた事件の報告はなかった。

カースト制度に基づく差別は、表面上は違法となっているものの、農村地域を中心に今なお広く存在している。民間部門で雇用機会が増加し、社会的地位が上昇する可能性が大きく開けてきたことから、差別を巡る社会状況は緩やかに変貌している。しかし農村地域では、社会的地位の向上を阻む大きな障壁としてカースト制度が立ちはだかり続けており、低カースト層のイスラム教徒、キリスト教徒、ヒンドゥー教徒、仏教徒、シク教徒、そしてダリットの人々は、身分や人種による差別にさらされ続けている。差別や暴力から逃れようとして改宗するダリットが、上位カーストの人々の怒りや反感を買ってしまうケースもある。結局のところカースト制度は社会に深く根を下ろす複雑な問題であり、政府は対策を講じてこの問題に取り組んでいる。

政府の対策にもかかわらず、Andhra Pradesh 州や Karnataka 州などの南部の諸州では、Devadasi の風習が依然として残っているという。デヴァダシとは、ヒンドゥー教の神または寺院に “ 神の僕 ” として捧げられる、主に思春期前の少女のことである。結婚や家族との同居は許されておらず、司祭などに性的奉仕をしなければならない。デヴァダシの多くはその後農村地域の売春宿に売られてしまうという。人身売買や HIV/AIDS の蔓延には、この風習が多少なりとも関連している。デヴァダシは上位カーストの男性に性的行為を行わなければならない慣わしであるため、強姦されたとしても法的救済を受けることは困難であるという。国内にデヴァダシがどの程度存在しているかについては様々な見方がある。

Karnataka 州に存在するデヴァダシの数は、メディアの報道では 2 万 3,000 人～10 万人だという。同州の女性・子供福祉局 (the Department of Women and Child Welfare) は 1 万 5,000 人～2 万人と推定している。

セクション IV 米国政府の政策

米国大使館と 3 つの米国領事館は、引き続き政府高官や州および地方自治体の当局者と協議を重ね、信教の自由の促進を図った。また、宗教指導者たちと定期的に会合し、信教の自由を取り巻く事件や情勢を報告した。

米国政府は、各宗教およびコミュニティへの寛容とその自由の容認を推進する多種多様なイニシアチブを支援した。大使館員およびその関係者は、本報告書の対象期間中、ヒンドゥー教、キリスト教、イスラム教、シク教、仏教、ユダヤ教の祭りを、各宗教コミュニティの人々とともに祝った。

米国大使館は、Himachal Pradesh 州での“反改宗”法制定について、同州政府および連邦政府の高官に対し再三に渡って懸念を表明した。

本報告書の担当官は、本報告書の対象期間を通じ、宗教に起因するとみられる迫害、Rajasthan 州政府による EMI への迫害とおぼしき事件、ダリットの人々に対する差別、過激派グループやテロリストによる宗教がらみの襲撃事件など、数多くのケースを調査し報告をまとめた。

また同担当官は、1989 年に少数派である非イスラム教徒の駆逐を狙ったテロリストからの迫害を受けて以来、故郷である Kashmir 渓谷を後にして国内避難民となっている、Pandits の名で知られる Kashmir 地方のヒンドゥー教徒の惨状を追い続けた。

米国大使館員は、NHRC の事務総長 (General Secretary) や同委員会メンバーと、宗教的少数派の信教の自由を阻害する州政府の政策について意見交換した。

米国大使館員および米国領事館員は、本報告書の対象期間において、主だった少数派コミュニティすべての指導者と会合し、信教の自由を巡る諸問題について意見交換した。2006 年 4 月には、在 Calcutta 米国領事館が“21 世紀におけるイスラム教育の展望 (Perspectives on Islamic Education in the Twenty-First Century)”についての会議を主催した。同会議には madrassahs の教師たちが参加し、教育、宗教・社会政策、インド国内における madrassah 教育の新たな方向性、イスラム世界における教育と女性などについて議論を交

わした。

インド国内の NGO や布教活動を行うコミュニティは、信教の自由を取り巻く諸問題に非常に熱心に取り組んでいた。本報告書の担当官は、インド国内の NGO メンバーと定期的に会談した。

米国政府は、2002 年の Gujarat 暴動に対して遺憾の意を表明し続け、同州のあらゆる関係者に対し平和的に足並みを揃えるよう強く提言した。米国領事館員および米国大使館高官は、様々な NGO、企業やメディアなどの関係筋、イスラム教指導者などと Mumbai で会談し、Gujarat 暴動が残した傷跡に継続的に注視し続けた。また米国大使館と米国領事館は、直接的に、または International Visitor Madrassah programs を通じ、madrassahs と接する機会を設けた。そこで行われた会談では、信教の自由、他宗教への寛容、多様性の尊重が話題となった。

2007 年 9 月 14 日公表